

# 輸出管理マニュアルの概要

村松 正之  
2013年4月

# 法令

外為法

輸出貿易管理令

外国為替令

貿易関係貿易外取引に関する  
省令

①別表1～4、②居住者／非居住者判定、③輸出者等順守基準(省令)

④輸出管理内部管理規定(CP)自己管理チェックシート(CL)

⇒経産省(CP受理票)取得

⇒一般包括許可取得

⑤該非判定基礎講座、⑥個別輸出認可申請手続き、様式⑦包括輸出  
許可申請手続き、様式

# 貿易管理の目的

## 20年前のターゲット

ソ連中心の共産圏への武器輸出 (COCOM)



## 現在のターゲット

1. 全世界をホワイト国、ブラック国、その他の地域に分けて管理する
  - ・原子力、大量破壊兵器(ミサイル等)のほか生物化学兵器
  - ・通常兵器
  - ・民需、生活物資
2. 最大のターゲットはテロ国家・地域
3. 貨物だけでなく技術輸出(文書、情報)の管理も管理対象

# 1. (2)②安全保障貿易管理制度

法律		政 令			
外国為替及び外国貿易法 (外為法)  参:P41	(物) 貨物 第48条	輸出貿易管理令 (輸出令)  参:P45	リスト規制  1~15項	大量破壊兵器 キャッチオール規制 (平成14年4月導入)  16項	通常兵器 補完的輸出規制 (平成20年11月導入)  16項
	第25条 役務 (技術)	外国為替令 (外為令)  参:P53	1~15項	別 表 16項	別 表 16項
物 : 機械、部品、原材料など 技術 : 物の設計、製造、使用に関する技術 (ソフトウェアも含む)		なるもの 規制対象に  地域等 規制対象	・武器 ・兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの	リスト規制以外で、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのあるもの	リスト規制以外で、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのあるもの
ホワイト国 : 米、加、EU諸国等の輸出管理を厳格に実施している27カ国 (平成24年8月1日よりブルガリアが追加。)  国連武器禁輸国: 国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されているイラク、北朝鮮、アフガニスタン等11カ国 (平成24年2月1日よりシエラレオネが削除され、リビアが追加。)			全地域向けが対象	ホワイト国を除く全地域向けが対象	国連武器禁輸国向けが対象  ※特定の品目については、ホワイト国を除く全地域向けが対象

# リスト規制一覧①



項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
<b>1 武器</b>		(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタックプレス等	(47)	トリチウム	(18)	アビオニクス装置等
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム	<b>3 化学兵器</b>		(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤 と同等の毒性の物質・原料	(22)	ロケット搭載用電子計算機
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	<b>3の2 生物兵器</b>		(24)	振動試験装置等、風洞・燃焼試験装置他
(10)	防層網・魚雷防網他	(22)	るつぼ	(1)	軍用細菌製剤の原料	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	<b>4 ミサイル</b>		(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レーダー
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(1)	ロケット・製造装置等	<b>5 先端材料</b>	
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用 化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(1の2)	無人航空機(UAV)・【追加】製造装置 等	(1)	ふっ素化合物製品
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(2)	ビニリデンフルオリド圧電重合体他
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(3)	推進装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式鈞合試験機	(4)	しごきスピニング加工機等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
<b>2 原子力</b>		(30)	フィラメントワインディング装置等	(5)	サーボ弁・推進薬制御装置用 ポンプ・ 軸受	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(31)	レーザー発振器	(6)	推進薬・原料	(6)	金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(32)	質量分析計・イオン源	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(7)	ウラン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(33)	圧力計・ペローズ弁	(8)	粉粒体用混合機等	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(9)	作動油
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35)	真空ポンプ	(10)	複合材料製造装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(11)	ノズル	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(13)	アイソスタックプレス・制御装置	(13)	チタンのホウ化物・セラミック半製品他
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	スリーカマル・フレーミングカマ等	(14)	複合材用の炉・制御装置	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(15)	ロケット・UAV用構造材料	(15)	ホリゾルガノタン・ホリシラザン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物			(16)	ビスマレイド・芳香族ホリアミドイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管			(17)	ビニリデンフルオリド共重合体他
		(43)	中性子発生装置			(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ケアニシ他

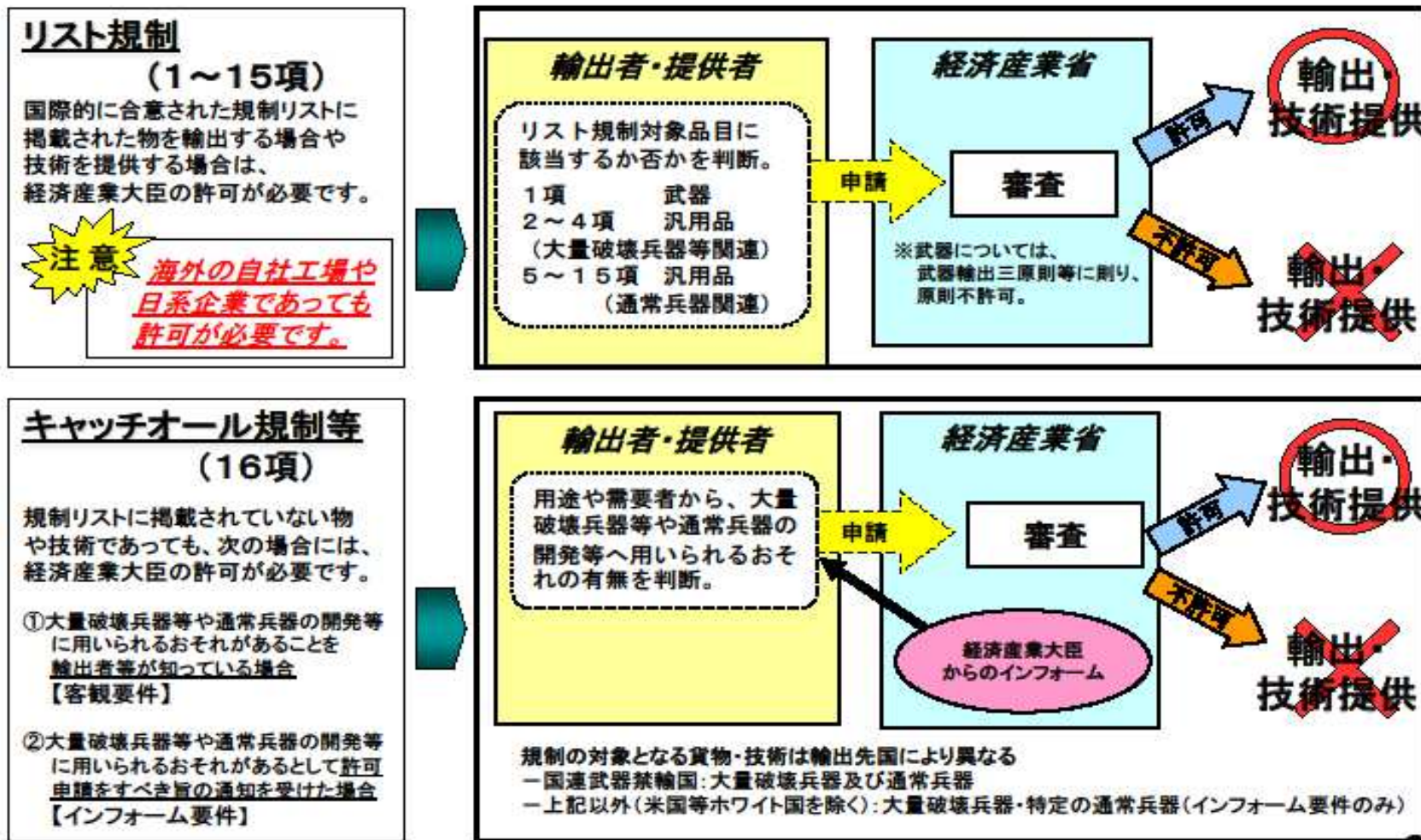
# リスト規制一覧②

2012.8.1

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
<b>6 材料加工</b>		(18)	半導体基板	(7の2)	非球面光学素子	(3)	ロケット推進装置等
(1)	軸受等	(19)	レジスト	(8)	レーザー発振器等	(4)	無人航空機等
(2)	数値制御工作機械等	(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物、銅・砒素他の有機化合物	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(3)	歯車製造用工作機械等	(21)	銅・砒素・アンチモンの水素化合物	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	<b>14 その他</b>	
(4)	アイソスタチックプレス等	(22)	炭化けい素等	(9の2)	水中検知装置	(1)	粉末状の金属燃料
(5)	コーティング装置等	<b>8 電子計算機</b>		(10)	重力計・重力勾配計	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(6)	測定装置等	(1)	電子計算機等	(11)	レーダー等	(3)	ディーゼルエンジン等
(7)	ロボット等	<b>9 通信</b>		(12)	光反射率測定装置他	(4)	<削除>
(8)	フィードバック装置他	(1)	伝送通信装置等	(13)	重力計製造装置・校正装置	(5)	自給式潜水用具等
(9)	絞リスピニング加工機 【削除】しごきスピニング加工機	(2)	電子交換装置	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(6)	航空機輸送土木機械等
<b>7 エレクトロニクス</b>		(3)	通信用光ファイバー	<b>11 航法装置</b>		(7)	ロボット・制御装置等
(1)	集積回路	(4)	<削除>	(1)	加速度計等	(8)	電気制動シャッター
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(2)	ジャイロスコープ等	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(3)	信号処理装置等	(5の2)	監視用方向探知器等	(3)	慣性航行装置等	(10)	簡易爆発装置等【追加】15の項は除く
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の3)	通信妨害装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	<b>15 機部品目</b>	
(5)	超電導電磁石	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(5の5)	【追加】無線通信傍受装置	(5)	水中リレー航法装置等	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(7)	高電圧用コンデンサ	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	<b>12 海洋関連</b>		(3)	核熱源物質
(8)	エンコーダ	(7)	暗号装置等	(1)	船舶(潜水艇、水中翼船他)	(4)	デジタル伝送通信装置等
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(2)	船舶の部分品・附属装置	(4の2)	【追加】簡易爆発装置の妨害装置
(8の3)	電力制御用半導体素子	(9)	非暗号型情報通信システム	(3)	水中回収装置	(5)	水中探知装置等
(9)	デジタルビデオ磁気テープ記録装置他	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(4)	水中カメラ等	(6)	宇宙用光検出器
(10)	波形記憶装置	(11)	(7)~(10)の設計・製造・測定装置他 (8)の設計・製造・測定装置他	(5)	水中ロボット	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(11)	デジタル計測用記録装置	<b>10 センサー等</b>		(6)	密閉動力装置	(8)	【削除】目標自動識別機能レーダー等
(12)	信号発生器	(1)	水中探知装置等	(7)	回流水槽	(9)	潜水艇
(13)	周波数分析器	(2)	光検出器・冷却器等	(8)	浮力材	(10)	船舶用防音装置
(14)	ネットワークアナライザー	(3)	センサー用の光ファイバー	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具		ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(15)	原子周波数標準器	(4)	高速度撮影可能なカメラ等	(10)	妨害用水中音響装置	<b>13 推進装置</b>	
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(5)	反射鏡	(1)	ガスタービンエンジン等		
(16)	半導体製造装置等	(6)	宇宙用光学部品等	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等		
(17)	マスク・レチクル等	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置				

\*【追加】【削除】等は  
2012年8月1日に実施。

# 1. (2)③安全保障貿易管理制度



# 輸出規制地域

## 1. 輸出令別表3(ホワイト国)

アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ  
チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、  
ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルグ  
オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ス  
ペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国 以上26カ国

## 2. 輸出管理令別表3-2(国際武器禁輸国)

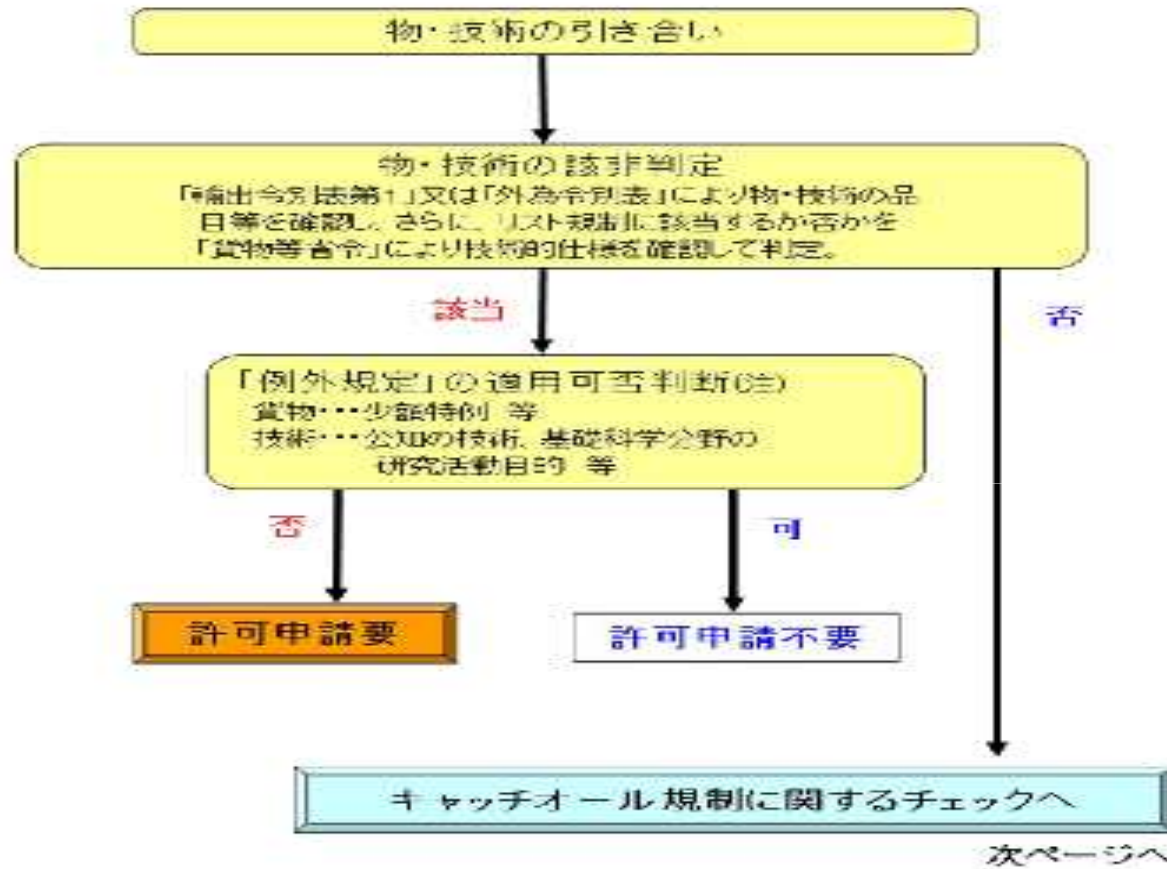
アフガニスタン、コンゴ、コトジボアール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、北  
朝鮮、ソマリア、スーダン 以上11カ国

## 3. 輸出令別表4

イラン、イラク、北朝鮮 上3カ国



リスト規制の確認フロー図

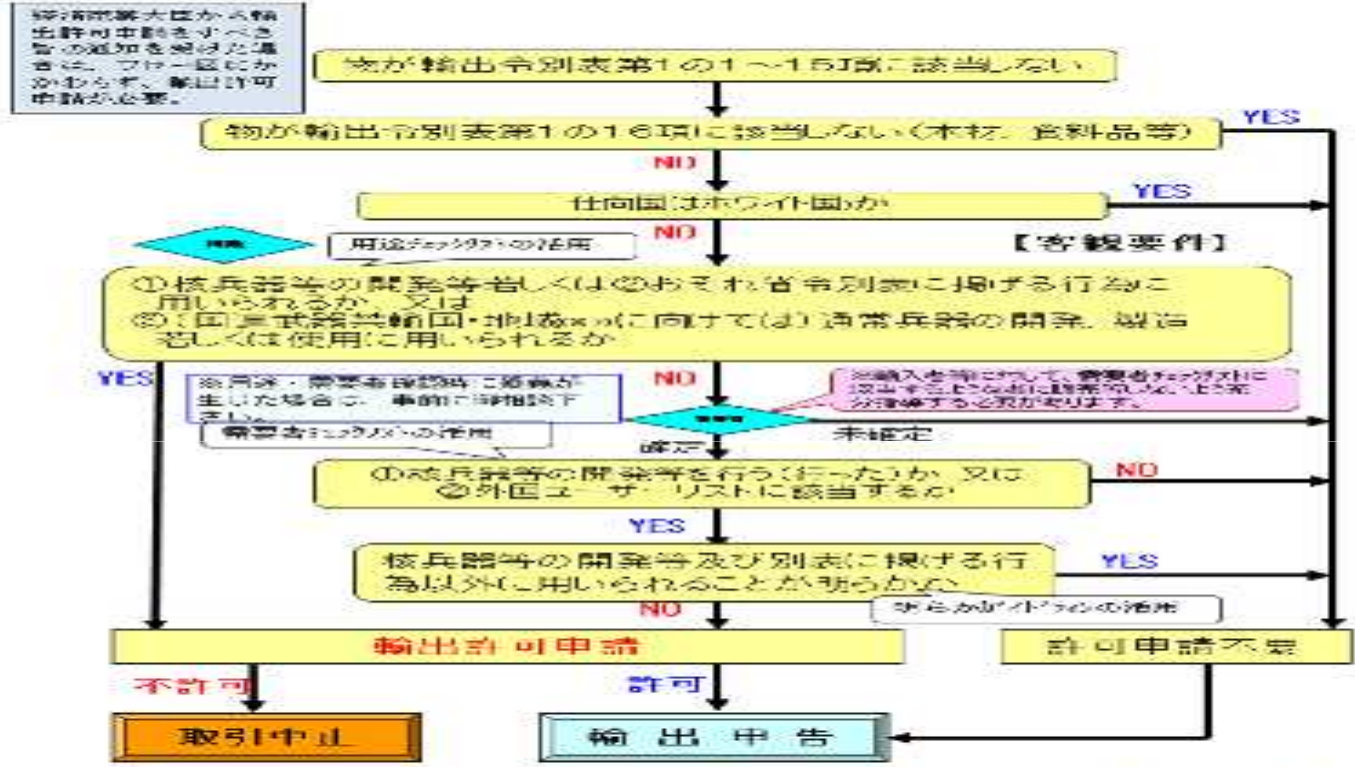


(注)「例外規定」の適用可否判断の詳細については、各種説明会開催情報(13ページ参照)の説明会参考資料をご覧ください。

# キャッチオール規制の確認フロー図

参考 2

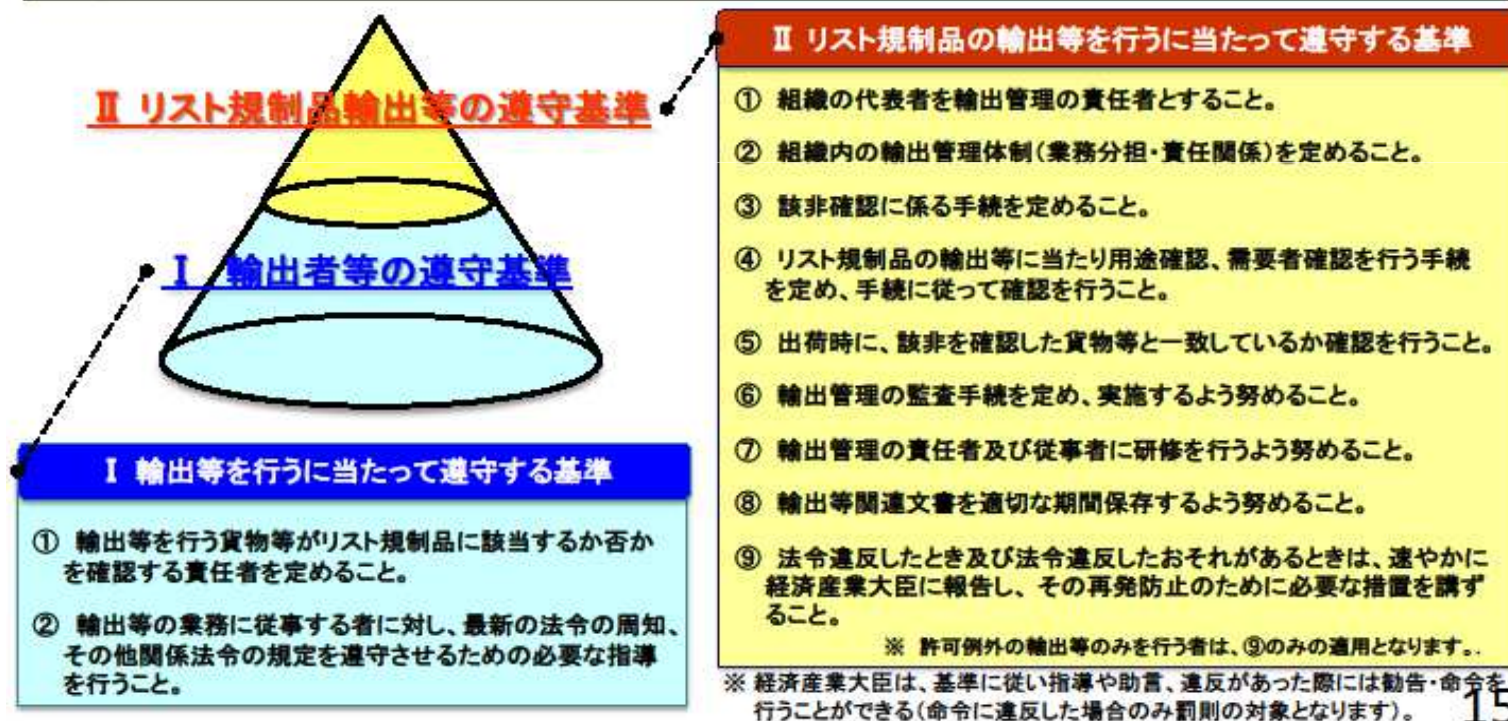
## 【インフォーム要件】 キャッチオール規制の確認フロー図



※技術提供の類は、フロー中の「物」を「技術」、「輸出」を「提供」、「輸出令別表第1」を「外為令別表」に読み換えるなどして御参照ください。  
 ※用途別リスト等は安全保障貿易管理hpにて「客観要件、明らかが「ホワイト」審査表(参考)」として入手できます。  
 ※参考1、2の各フローは参考例です。実際の判断手順などは各輸出者などに要われています。

## 2. (1)②輸出者等遵守基準の概要

- 業として輸出・技術提供を行う者(輸出者等)は、輸出者等遵守基準に従って、適切な輸出・技術提供を行うことが求められます。
- 安全保障上機微な特定重要貨物(リスト規制品)等を扱う輸出者等にあつては、I及びIIの基準を遵守する必要があります。なお、非リスト規制品のみを扱う輸出者等にあつては、Iの基準のみを遵守する必要があります。



# 社内の役割分担

